

# 令和7年度 宇治市 道路台帳経年補正並びに道路占用物位置図作成業務 特記仕様書

## 第1章 総則

### (適用範囲)

第1条 本仕様書は、宇治市道路台帳の経年補正並びに道路占用物位置図作成業務（以下「本業務」という。）に適用する。

### (適用法令等)

第2条 本業務は、本仕様書及び契約書による他、道路法（昭和27年法律第180号）、道路法施行規則、測量法（昭和24年法律第188号）、国土交通省道路施設現況調査要項、公共測量作業規程、宇治市測量業務共通仕様書、宇治市道路台帳経年補正・管理要項、宇治市道路台帳現況平面図図式、宇治市橋梁台帳記入要領、宇治市道路占用物位置図図式、その他関係法令に基づき実施するものとする。

### (業務期間)

第3条 本業務の期間は、契約締結日から、令和8年3月19日までとする。

### (提出書類)

第4条 受注者は、宇治市ホームページに掲載されている測量・調査等業務関係書類一覧に基づき、書類を速やかに提出しなければならない。また、業務計画書に社内検査の体制について明記することとする。

### (諸事故の処理)

第5条 本業務中に生じた諸事故や第三者に与えた損害は、受注者の責任において解決することとする。また、発生原因、経過、内容を遅滞なく監督職員に報告しなければならない。

### (官公署との協議)

第6条 受注者は、本業務を行うにあたり、関係官公署と協議を要するとき又は協議を受けたときは、速やかにその旨を監督職員に通知し、指示を受けなければならない。

### (守秘義務)

第7条 受注者は、本業務を行うにあたり、収集した資料及び成果品等の全てを本市に返還しなければならない。また、知り得た事項を第三者に提供又は漏らしてはならない。個人情報の取扱いには十分注意するとともに、秘密保持を厳守し、適切な保管につとめなければならない。また、本市より提供した個人情報が記載された資料等は、目的外の使用を禁止し、業務完了後、遅滞なく返却しなければならない。万が一、個人情報が漏洩した際は、遅滞なく監督職員に報告するとともに、その指示に従うものとする。

(主任技術者及び照査技術者)

第8条 主任技術者は、本業務に精通した実務経験豊かな測量士の資格を有する技術者を配置するものとし、資格証明書の写しを添付し、氏名を書面でもって発注者に通知しなければならない。

2 照査技術者は、社団法人日本測量協会が認定する空間情報総括監理技術者の資格を有することとする。

(打ち合わせ及び協議記録簿の作成)

第9条 受注者は、監督職員と常に連絡をとり、本業務の作業方針、工程、成果品等を確認し、本業務を適正かつ円滑に実施するものとする。

2 受注者は、打ち合わせた事項その他について、後日確認ができるよう確認事項、打ち合わせ内容、出席者、打ち合わせ日等の明細を記載した打ち合わせ協議記録簿を作成し、監督職員の内容確認を受け、各々1部を管理するものとする。

(工程管理報告)

第10条 受注者は、本業務の計画工程表と実施工程表等の資料を作成し、本市に対して毎月1回以上の進捗報告を行うものとする。進捗に遅れが生じた場合は、契約期間中に本業務が完了するよう工程見直しを行い、監督職員とその都度協議を行うものとする。

(証明書)

第11条 受注者は、本市が交付した証明書を現場作業員に常時携帯させ、作業に従事させなければならない。なお、受注者は、作業完了後、遅滞なく証明書を本市に返還しなければならない。

(原図・調書貸与)

第12条 本業務の実施にあたり、本市所有の地形図、測定基図、認定路線網図、道路施設位置図、占用物位置図、交通安全施設設置箇所図、街路樹設置箇所図等の原図及び道路台帳各種調書、その他必要な資料を貸与する。受注者は、貸与を受けた原図及び調書について、後日確認が行えるよう借用書を提出するものとする。

(情報セキュリティ)

第13条 受注者は、本業務において取り扱う各種情報について、個人情報保護の重要性を認識し、関係法令等の規定に従い適切な処置を施すものとし、それらの取り扱いには十分注意するものとする。

2 受注者は、本業務に係る個人情報の漏洩、紛失又は改ざんの防止、その他個人情報の適正な管理のため、作業拠点及び契約拠点で取得しているJISQ27001「情報セキュリティマネジメントシステム」(ISMS)及びJISQ15001「プライバシーマーク(Pマーク)」の登録証を入札時に発注者へ提出するとともに、適切な管理体制とセキュリティ体制を担保し業務を遂行しなければならない。

また、受注者は、本業務における当該管理体制について業務着手時に提出する実施計画書に示し、発注者の承認を得なければならない。

## 第2章 道路台帳経年補正

(地形修正)

第14条 本作業は、新規認定及び道路改良路線の補正について、測量手法としてモバイルマッピングシステム「以下(MMS)」計測手法及び現地調査手法により、道路台帳図の地形データ(レベル500、1,000)を修正するものとする。但し、測量手法については現地の経年変化修正の補正量により監督職員と協議し、決定することとする。

### 2 MMSによる作業手法

(1) MMSは、次の条件で撮影されたデータを利用することとする。

- ① データ取得時の走行速度は、法定速度を遵守して撮影されていること。
- ② 交通規制や一般車両の通行の妨げとなってはならない。GPS/IMUを搭載しており、1kmまたは1分の間、GPSが不通となった場合でもX、Y、Zの位置精度がそれぞれ±0.12m、±0.12m、±0.10m以内、R、P、Hの角度精度が±0.02°、±0.02°、±0.02°以内の機器で計測されていること。
- ③ 上下左右360°の視点から把握可能な全方位画像データを取得すること。
- ④ 全方位画像データの解像度は1,600×1,200Pixel、フレームレートは15FPS以上の撮影が可能であること。
- ⑤ 前方、後方にフレームカメラを搭載し、取得した画像は全方位画像データと同期が取れていること。
- ⑥ フレームカメラで取得する画像の解像度は200万画素以上、フレームレートは15FPS以上であること。
- ⑦ 車速センサ(DMI)を搭載していること。
- ⑧ 取得データは概ね2m間隔で取得すること。

(2) MMSデータベースの処理・解析結果は、次の条件を満たすこと。

- ① データ計測時のエラーログを解析すること。
- ② 予測誤差が許容値を超えた場合は、基準点を設置した上で調整計算を行うこと。

取得した画像データは、道路情報管理システムに格納し、今後の修正作業を効率的に行うための基礎資料としてとりまとめること。

- ③ 取得したMMSデータを用いて、新規認定、道路改良路線における道路地形情報について地区毎にレベル500、1,000で図化を行うものとする。

図化範囲は道路敷内を対象とするが、数値地形図データ取得分類基準表に基づく大分類のうち、マンホールや電柱などの「小物体」はデータ取得対象外とする。

また、道路縁に接する本市道路管理上必要となる地物(水路)は取得対象とする。

- ④ MMS計測を実施した路線（新規認定、道路改良）について、現地調査による補備測量を行うものとする。

### 3 現地調査による作業手法

- (1) 測定基図の複写図面を出力し、図根点を展開して補正箇所の修正を行うものとする。
- (2) 道路改良工事については、工事竣工平面図等の資料を基に道路台帳に必要な事項の現地調査を行い、補正を行うものとする。
- (3) 広範囲の補正を行う場合については、既設の基準点を使用して4級基準点測量を実施し、TS測量を行い、補正を行うものとする。

(測定基図作成)

第15条 本作業は、現地調査の結果より道路台帳要素を取得するものとする。道路台帳要素は、次の項目を入力するものとする。

- (1) 路線番号
- (2) 路線名称
- (3) 区間割線
- (4) 区間番号
- (5) 道路部幅員
- (6) 車道部幅員
- (7) 側溝幅員
- (8) 舗装種別
- (9) 起終点記号
- (10) 起終点地番
- (11) 勾配
- (12) 曲線半径

2 区間割線は、次の要領で入力するものとする。

- (1) 原則的に、幅員が0.5m以上変化する箇所毎に区間割を行うこと。  
隅切り部は、要素が変化しない限り区間割をしない。
- (2) 曲線半径の変わる箇所（30m以上のものを除く）
- (3) 縦断勾配の変わる箇所（8%未満のものを除く）
- (4) 路面の種類が変わる箇所
- (5) 橋、トンネル、鉄道との交差箇所
- (6) 側溝の種別、幅員が変わる箇所
- (7) 交差点内では区間割をしない。
- (8) その他の箇所は、監督職員と協議し、その指示に従うものとする。

3 区間番号は、図面毎に付与するものとする。

4 区域変更を伴わない修正は、舗装改良・側溝置換・防護柵設置工事等の道路区域に影響を及ぼさないように図面を修正するものとする。

5 廃止に伴う修正は、廃止による路線に関して図面を修正するものとする。

- 6 原稿作成後、検査用補正区間調書（一覧表）と共に監督職員の検査を受け、不明な点は監督職員と協議し、その指示に従うものとする。

（道路台帳調書補正）

第16条 本作業は、道路台帳補正に伴い各調書の補正を行うものとする。ただし、データの変換を必要とする場合は、受注者が変換に要する費用を負担するものとする。

- 2 特に、道路台帳第1表については、「その他特記すべき事項及び調整（改訂）の年月日」の記載事項を記載するものとする。
- 3 調書の補正は、補正箇所の新規データを入力し、新規補正ファイルを作成した後、補正不要の既存道路台帳調書ファイルと組み合わせて調書集計表を作成するものとする。ただし、他のシステムを使用する場合は、全ファイルを作成するものとする。
- 4 他のシステムを使用する場合は、補正箇所以外のデータに異常が生じないように調整するものとする。
- 5 次の調書の出力が行えるようにすること。

- （1）道路法第28条に関する調書
- （2）国土交通省に関する調書
- （3）総務省に関する調書
- （4）その他本市が必要とする調書

（認定路線網図データ補正）

第17条 本市より貸与する認定路線網図データ（レベル2,500）を道路台帳補正により更新された認定道路に基づき補正するものとする。

なお、背景地形に使用するデータ（レベル2,500）は本市より貸与する最新のデータとする。

- 2 認定路線網図データは、次の項目を補正するものとし、項目毎のレイヤー管理が可能な構造とするものとする。
  - （1）路線
  - （2）路線番号及び路線名
  - （3）起終点記号
- 3 データは、Shape形式で作成するものとする。
- 4 出力図をスキャニングし、画像データ（TIFF形式）を作成するものとする。また、併せて内図郭線でカットしたデータを作成する。

（道路施設位置図データ補正）

第18条 本市より貸与する道路施設位置図データ（レベル10,000）を道路台帳補正により更新された道路施設位置に基づき補正するものとする。

- 2 道路施設位置図データは、次の項目を補正するものとし、施設毎にレイヤー管理が可能な構造とするものとする。
  - （1）橋
  - （2）トンネル
  - （3）鉄道との交差

3 データは、Shape 形式で作成するものとする。

(道路占用位置図修正)

第19条 本市より貸与する資料に基づき道路占用物位置図(1/500、1/1,000)を修正するものとする。

2 道路占用位置図は、次の項目を修正するものとする。

- (1) 管種別
- (2) 管径
- (3) 変換点
- (4) 電柱種別
- (5) 電柱支線

3 出力図をスキャニングし、画像データ(TIFF形式)を作成するものとする。また、併せて内図郭線でカットしたデータを作成する。

(交通安全施設設置箇所図データ補正)

第20条 本市より貸与する交通安全施設設置箇所図データ(レベル2,500)を道路台帳補正により更新された交通安全施設に基づき補正するものとする。

なお、背景地形に使用するデータ(レベル2,500)は本市より貸与する最新のデータとする。

2 交通安全施設設置箇所図データは、交通安全施設台帳に記載された分類項目をキーとして、次の項目を補正するものとする。

- (1) Pointデータ：カーブミラー・街路灯・視線誘導・標識
- (2) Lineデータ：防護柵

3 データは、属性として調書とのリンク付けを行うものとする。

4 データは、図形をShape形式、属性をExcel形式、定義書をPDF形式で作成するものとする。

5 データのリストは、調書とのマッチング処理を行い、不整合箇所は監督職員と協議し、受注者にて補正するものとする。

(街路樹設置箇所図データ補正)

第21条 本市より貸与する街路樹設置箇所図データ(レベル2,500)を道路台帳補正により更新された街路樹に基づき補正するものとする。

なお、背景地形に使用するデータ(レベル2,500)は本市より貸与する最新のデータとする。

2 街路樹設置箇所図データは、街路樹台帳に記載された分類項目をキーとして、次の項目を補正するものとする。

- (1) Pointデータ：独立樹(列状)
- (2) Lineデータ：独立樹(帯状)

3 データは、属性として調書とのリンク付けを行うものとする。

4 データは、図形をShape形式、属性をExcel形式、定義書をPDF形式で作成するものとする。

5 データのリストは、調書とのマッチング処理を行い、不整合箇所は監督職員と協議し対

応策を定め、受注者にて補正するものとする。

(画像データ取得)

第22条 監督職員の検査終了後、原図をスキャニングし、画像データ (TIFF形式) を作成するものとする。また、併せて内図郭線でカットした画像データを作成する。

2 内図郭線でカットした画像データは、世界測地系 (JGD2000) でワールドファイルを作成するものとする。

(本市による道路台帳補正箇所点検)

第23条 地形修正に伴う現地での点検は、本業務で実施した経年変化に伴う地形修正箇所を監督職員立会いの下、修正された地形図原図の複製図 (伸縮の少ないもの) 上で現地にて点検を行うものとする。なお、検査箇所及び時期については、監督職員と協議し、その指示に従うものとする。

2 道路台帳補正に伴う図面及び調書の検査は、本業務で補正された修正原図 (全種類) の白焼と、検査用に出力した現況区間調書・道路台帳調書・補正路線の一覧表 (路線別・図面順路線毎に集計し、補正内容及び補正資料番号を記載すること) 及び交通安全施設・街路樹等の調書を用いて、本市庁内で監督職員と補正箇所毎の確認及び検査を行うものとする。なお、実施方法については、次のとおりとする。

(1) 実施方法

- ①本市より貸与した補正資料の箇所が正しく補正されているかを確認する。
- ②本市より貸与した補正資料を基に、道路区域線が正しく修正されているかを確認する。
- ③修正後の地形図・測定基図の白焼と検査用に作成した調書 (図面順路線毎に出力した区間調書) を基に、本業務で補正された全路線について区間毎に延長・幅員・面積・側溝 (左右別で幅員・延長・種類) ・路面種別等の確認及び検査を行う。  
なお、延長は、図面上で計測した延長と調書に記載された延長が一致するかを検査する。また、幅員は、現地で計測し図上に表示した寸法数値と図面上から読み取った寸法が一致するかを検査する。
- ④路線毎に告示内容と集計結果が一致しているかを確認する。なお、道路区域の変更が伴わない工事による補正路線については、道路敷面積の異動が生じてはならない。
- ⑤各調書について、本市指定の様式で作成されているかを確認する。なお、様式の変更は認めない。
- ⑥交通安全施設設置箇所図及び街路樹設置箇所図については、地形図を基に正しく修正されているかを確認する。また、交通安全施設調書及び街路樹調書が正しく修正されているかを確認する。
- ⑦認定路線網図及び道路占用物位置図については、本市より貸与した資料のとおり正しく修正されているかを確認する。
- ⑧確認及び検査終了後、本業務で補正された路線の一覧表 (路線別・図面順路

線毎に集計し、補正内容及び補正資料番号を記載すること)の訂正事項を付加し修正する。なお、一覧表の様式については、既存のものに合わせるものとする。

⑨各図面の製本は、背表紙部及びのり付け部の破損・裂け・剥離・変色等が生じないように強度を確保しなければならない。

3 本市が各報告機関への報告資料として必要な補正結果一覧表(エクセル)を作成するものとする。なお、様式については、既存のものに合わせるものとする。

(成果品の瑕疵担保)

第24条 本業務の瑕疵担保期間は業務完了後1年間とし、この期間内に発生した成果品(図面及び調書)の誤りや訂正の必要が生じた場合は、受注者の負担により処理するものとする。

(納入成果品)

第25条

(1) 測定基図(1/500) 白焼き製本		5分冊1部
(2) 測定基図(1/1,000) 白焼き製本		2分冊1部
(3) 測定基図(1/500) 白焼きバラ		291枚
(4) 測定基図(1/1,000) 白焼きバラ		232枚
(5) 占用物位置図(1/500) 白焼き製本		5分冊1部
(6) 占用物位置図(1/1,000) 白焼き製本		2分冊1部
(7) 交通安全施設箇所図(1/2,500) 出力図製本		1分冊1部
(8) 街路樹設置箇所図(1/2,500) 出力図製本		1分冊1部
(9) 認定路線網図(1/2,500) 出力図製本		1分冊2部
(10) 認定路線網図(1/10,000) 印刷図(市街地) 図郭割無し		200部
(11) 認定路線網図(1/10,000) 印刷図(市街地) 図郭割入り		120部
(12) 認定路線網図(1/10,000) 印刷図(山間部) 図郭割無し		200部
(13) 認定路線網図(1/10,000) 印刷図(山間部) 図郭割入り		120部
(14) 認定路線網図(1/10,000) ラミネート(市街地) 図郭割入り		1枚
(15) 認定路線網図(1/10,000) ラミネート(山間部) 図郭割入り		1枚
(16) 道路台帳施設位置図(1/10,000) 出力図ラミネート(市街地)	}	2分冊1部
(17) 道路台帳施設位置図(1/10,000) 出力図ラミネート(山間部)		
(18) 道路台帳施設位置図(1/10,000) 出力図(市街地)	}	2分冊1部
(19) 道路台帳施設位置図(1/10,000) 出力図(山間部)		
(20) 地形図(1/500) 画像データ	297面	2セット
(21) 同上 画像データ(内図郭線でカット)	297面	2セット
(22) 同上 ワールドファイル	297面	2セット
(23) 地形図(1/1,000) 画像データ	243面	2セット
(24) 同上 画像データ(内図郭線でカット)	243面	2セット
(25) 同上 ワールドファイル	243面	2セット

(26) 測定基図 (1/500) 画像データ	291 面	2 セット
(27) 同上 画像データ (内図郭線でカット)	291 面	2 セット
(28) 同上 ワールドファイル	291 面	2 セット
(29) 測定基図 (1/1,000) 画像データ	232 面	2 セット
(30) 同上 画像データ (内図郭線でカット)	232 面	2 セット
(31) 同上 ワールドファイル	232 面	2 セット
(32) 認定路線網図 (1/10,000) 画像データ (市街地) カラー (PDF)		
図郭割入り、図郭割無し	各1 面	2 セット
(33) 認定路線網図 (1/10,000) 画像データ (山間部) カラー (PDF)		
図郭割入り、図郭割無し	各1 面	2 セット
(34) 認定路線網図 (1/2,500) 画像データ	35 面	2 セット
(35) 同上 画像データ (内図郭線でカット)	35 面	2 セット
(36) 占用物位置図 (1/500) 画像データ (背景有無)	各280面	2 セット
(37) 同上 画像データ (内図郭線でカット) (背景有無)	各280 面	2 セット
(38) 占用物位置図 (1/1,000) 画像データ (背景有無)	各99 面	2 セット
(39) 同上 画像データ (内図郭線でカット) (背景有無)	各99 面	2 セット
(40) 占用物位置図 (1/500、1/1000) 図郭割図・凡例	2 面	2 セット

※1 (20)～(39)については、DVD 等の記録媒体へ格納する。

※2 既存データを更新し、全データを格納する。

※3 (20)～(39)の内、(22)・(25)・(28)・(31)はtfwデータ、(32)・(33)はPDF データ、それ以外はTIFF データとする。

※4 (36)・(38)のみのデータを、DVD等の記録媒体 (3枚) へ別途格納する。

## 2 調 書 (PDF データ及び出力製本差し替え)

### 1) 道路法第 28 条に基づく調書

(41) 道路台帳調書	1 部
(42) 実延長調書 (PDF データ)	1 部
(43) 橋調書	1 部
(44) トンネル調書	1 部
(45) 鉄道との交差調書	1 部

### 2) 国土交通省「道路施設現況調査提要」に基づく調書

(46) 道路 (総括) 台帳・検査票 第1 号様式	1 部
(47) 道路現況 (独立専用自歩道) 台帳・検査票 第2 号様式	1 部
(48) 道路現況 (部分自歩道) 台帳・検査票 第3 号様式	1 部
(49) 橋梁現況台帳・検査票 第5 号様式	1 部
(50) トンネル現況台帳・検査票 第6 号様式	1 部
(51) 踏切現況台帳・検査票 第7 号様式	1 部

### 3) 総務省様式による調書

(52) 公共施設-3	2 部
(53) 道路橋梁調書 (地方交付税基礎数値表)	2 部
(54) 道路現況異動調書	2 部

(55) 道路基礎数値台帳 (PDF データ)	2 部
(56) 橋梁基礎数値台帳 (PDF データ)	2 部
4) その他の調書	
(57) 現況区間調書 (1) (2)	1 部
(58) 実延長面積調書	1 部
(59) 道路現況調書 (2 葉の1・2) (PDF データ)	1 部
(60) 交通安全設置調書	1 部
(61) 街路樹調書	1 部
5) 道路現況施設報告調書 (エクセルデータ)	1 式
6) 道路台帳調書データ	
(62) 道路台帳全調書マスタデータ (全路線)	1 式
(63) 算定基礎数値一覧表	1 式
(64) 宇治市異動調書	1 式
(65) 舗装・改良状況	1 式
(66) 未供用路線現況調書	1 式
(67) 道路橋梁調書 (地方交付税基礎数値)	1 式
(68) 道路現況 (部分自歩道) 述べ延長台帳 (PDF データ)	1 式
(69) 道路現況 (部分自歩道) 設置延長台帳 (PDF データ)	1 式
3 各図面の原図等	
(70) 地形図 (1/500) 原図	297 面
(71) 地形図 (1/1,000) 原図	243 面
(72) 測定基図 (1/500) 原図	291 面
(73) 測定基図 (1/1,000) 原図	232 面
(74) 1/500 測定基図等 図郭割図 (1/25,000) 原図	1 面
(75) 1/1,000 測定基図等 図郭割図 (1/25,000) 原図	1 面
(76) 交通安全施設箇所図 (1/2,500) 原図	109 面
(77) 交通安全施設箇所図 (1/2,500) データ	1 式
(78) 交通安全施設箇所図 図郭割図 (1/25,000) 原図	2 面
(79) 街路樹設置箇所図 (1/2,500) 原図	43 面
(80) 街路樹設置箇所図 (1/2,500) データ	1 式
(81) 街路樹設置箇所図 図郭割図 (1/25,000) 原図	1 面
(82) 認定路線網図 (1/2,500) データ	1 式
(83) 認定路線網図 図郭割図 (1/25,000) データ	1 式
(84) 道路施設位置図 (1/10,000) データ	1 式
(85) 占用物位置図 (1/500) 原図	280 面
(86) 占用物位置図 (1/1,000) 原図	99 面
(87) 占用物位置図 (1/500) 地形図との重ね焼原図	280 面
(88) 占用物位置図 (1/1,000) 地形図との重ね焼原図	99 面
(89) 1/500 占用物位置図 図郭割図 (1/25,000) 原図	1 面
(90) 1/500 占用物位置図 凡例原図	1 面

(91) 1/1,000 占用物位置 図郭割図 (1/25,000) 原図	1 面
(92) 1/1,000 占用物位置 凡例原図	1 面

4 図面及び調書の表紙には、受注者名を記載しない。

(データの保管)

第 26 条 受注者は、本業務における成果品のデータの複製を無償で保管し、問題が生じた場合、速やかにその複製データをもって無償で対応するものとする。

(交付税検査及び調査・報告について)

第 27 条 受注者は、本市の求めに応じて資料を提供するものとする。